

令和4年度「竹の教室」募集要項

趣旨	伝統的工芸品である「別府竹細工」の技術や文化歴史を伝承し、後継者の育成や竹産業の発展を目的に昭和49年から実施しています。
受講期間	令和4年6月～令和5年3月まで（各月4回程度）
日時	初級：毎週火曜日、中・上級：毎週水曜日（曜日変更の場合あり） それぞれ9：00～15：00
受講場所	別府市竹細工伝統産業会館（東荘園8丁目3組 ☎0977-23-1072）
募集人数	初級：20人（未経験者または経験2年未満で18歳～63歳の者） 中・上級：20人（経験2年以上5年未満で18歳～68歳の者） ※応募が多い場合は抽選となります。
受講料	月額3,000円 ※そのほか、材料費、工具代などの実費が必要です。 ※傷害保険等は、各自ご負担のうえ、ご加入ください。
申込期間	5月7日(土)～13日(金)10時～15時 ※9日(月)は休館日により受付不可
申込方法・場所	事前記入した申込書と本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）の写しを持参し、別府市竹細工伝統産業会館へお申込みください。
問合せ先	別府市産業政策課 ☎0977-21-1132 ✉takezaiku@city.beppu.lg.jp

注意事項（必ずご一読ください）

- 受講にあたり下記費用がかかります。
 - ①受講料（月額） 3,000円×10ヶ月分
 - ②材料費（年額） 約4,000円
 - ③工具代 約6万円（工具をお持ちでない方のみ）
- 納期限を過ぎても受講料及び材料費の納入がない場合、受講ができなくなる場合があります。
- 受講料及び材料費は指定の金融機関に納入していただきます。現金でのお受取りはできません。
- 自己都合により年度途中で辞退される場合、原則として受講料は返還いたしません。
- 竹の教室は、編むだけではなく、竹のヒゴ取りも含めて竹細工に必要な一連の作業を行います。伝統工芸の技術指導及び後継者の育成を目的としていることをご確認のうえ、お申込みください。
- 原則、必ず毎週受講してください。特に初級コースの方が、欠席や遅刻をされた場合、他の受講生の進捗にも影響を及ぼすことがあります。
- 長時間におよぶ床での作業、竹割りや竹磨きなど体力的に重労働な作業を伴います。重量のある道具を毎回持参していただきます（会館に保管することはできません）。体力や足腰に自信のない方、バス等で通われる方はご留意ください。
- 休館日の都合により、開催の曜日が変更になることがあります。
- 災害時等安全確保のため、臨時に休講することがあります。
- 通所及び敷地内にかかる事故、作業におけるケガ等において、別府市では責任を負いません。傷害保険等は、各自ご負担のうえ、ご加入ください。
- 開講式を6月7日（火）10時から予定しています（初級コース、中・上級コースともに）。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、変更の可能性があります。
- 竹の教室は、最長5年間受講することが可能です。初級コースは2年間、中・上級コースは初級コース終了後から3年間です。なお、中・上級コースは、大分県立竹工芸訓練センター修了生及び当該生と同等程度の技術を習得している方のみが受講いただけます。
- 開館時間は8時30分です。開館準備を行っておりますので、入館は開館時間以降でお願いします。
- 会館で年1回開催している消防・防災訓練に参加していただきます。
- 受講生による作品展を例年3月に行います。会期中は当番制で案内を行っていただく事があります。